二の二　救急搬送診療料の注４に規定する施設基準
　重症患者の搬送を行うにつき十分な体制が整備されていること。
二の三　救急患者連携搬送料に規定する施設基準
(1)　救急患者連携搬送料１の施設基準
イ　救急搬送について、相当の実績を有していること。
ロ　救急患者の転院体制について、連携する他の保険医療機関等との間であらかじめ協議を行っていること。
ハ　連携する他の保険医療機関へ搬送を行った患者の状態について、転院搬送先の保険医療機関から診療情報の提供が可能な体制が整備されていること。
ニ　連携する他の保険医療機関へ搬送した患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。
(2)　救急患者連携搬送料２の施設基準
イ　特定機能病院、都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している保険医療機関及び区分番号Ａ２００に掲げる急性期総合体制加算の届出を行っている保険医療機関のいずれにも該当しない保険医療機関であること。
ロ　救急患者の転院体制について、連携する他の保険医療機関等との間であらかじめ協議を行っていること。
三　削除
四　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の施設基準等
(1)　在宅患者訪問看護・指導料の注１及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注１に規定する疾病等
イ　別表第七に掲げる疾病等
ロ　別表第八に掲げる状態等
(2)　在宅患者訪問看護・指導料の注２及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２に規定する施設基準
　緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。
(3)　在宅患者訪問看護・指導料の注５（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者
イ　長時間の訪問を要する者
①　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注１に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注２に規定する準超重症の状態にあるもの
②　別表第八に掲げる者
③　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた者
ロ　厚生労働大臣が定める者
①　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注１に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注２に規定する準超重症の状態にあるもの
②　十五歳未満の小児であって、別表第八に掲げる者
(4)　在宅患者訪問看護・指導料の注11（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する状態等にある患者
　別表第八に掲げる者
(5)　在宅患者訪問看護・指導料の注11（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する状態等にある患者のうち重症度等の高いもの
　別表第八第一号に掲げる者
(6)　在宅患者訪問看護・指導料の注６（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める者
イ　超重症児又は準超重症児
ロ　別表第七に掲げる疾病等の者
ハ　別表第八に掲げる者
四の二　在宅患者訪問看護・指導料の注７及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注４に規定する複数名訪問看護・指導加算に係る厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める場合
(1)　厚生労働大臣が定める者
　一人の保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）による訪問看護・指導が困難な者であって、次のいずれかに該当するもの
イ　別表第七に掲げる疾病等の患者
ロ　別表第八に掲げる者
ハ　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者
ニ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる患者
ホ　患者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護・指導が困難と認められる者（在宅患者訪問看護・指導料の注７のハ及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注４のハに規定する場合に限る。）
ヘ　その他患者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（在宅患者訪問看護・指導料の注７のハ及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注４のハに規定する場合に限る。）
(2)　厚生労働大臣が定める場合
イ　別表第七に掲げる疾病等の患者に対して訪問看護・指導を行う場合
ロ　別表第八に掲げる者に対して訪問看護・指導を行う場合
ハ　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者に対して訪問看護・指導を行う場合
四の三　在宅患者訪問看護・指導料の注１、同一建物居住者訪問看護・指導料の注１及び訪問看護指示料の注２に規定する者
　気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状態にある者
四の三の二　在宅患者訪問看護・指導料の注13（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める者
　口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻若しくは腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者
四の三の三　在宅患者訪問看護・指導料の注14及び注18（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める地域
(1)　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域